

6 専門職研修事業

(1) 職員等研修

児童虐待、いじめ、不登校、ひきこもり等の様々な子どもをめぐる問題が深刻化している。こうした複雑化している相談業務や、健全育成などを的確に実施するため、児童福祉司、児童心理司、児童厚生員、放課後児童支援員などの職員の実務研修を行い、資質の向上を図った。

- ① 対人援助機関職員基礎研修
- ② 児童館等新任職員研修
- ③ 児童館新任館長研修
- ④ 児童館長研修
- ⑤ 遊びの技術研修会
- ⑥ 放課後児童クラブ職員等ブロック研修会
- ⑦ 放課後児童支援員資質向上研修
- ⑧ 子育てボランティア研修

※ 詳細については、P15 ～ P17 を参照

(2) 現任保育士研修

近年、子育て支援等、良質な保育サービスの提供、子どもの立場に立った保育の質の確保等、多様化した保育ニーズに対応し得る保育士の養成が求められている。こうした保育士の様々な課題に対応できるよう、高い専門知識や技術の習得の研修を行い、資質の向上を図った。

- ① 所長研修
- ② カウンセリング基礎研修
- ③ カウンセリング応用研修
- ④ 相談・支援研修
- ⑤ 大学派遣研修

※ 詳細については、P18 ～ P19 を参照

(3) 保育士等キャリアアップ研修

保育所等（子ども・子育て支援法に基づく特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業をいう。以下同じ。）の保育現場におけるリーダー的職員の育成やその資質の向上を図ることを目的として、厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長通知「保育士等キャリアアップ研修の実施について」（平成29年4月1日付け雇児保発0401第1号）の別紙「保育士等キャリアアップ研修ガイドライン」（以下「国ガイドライン」という。）に基づく研修を委託により実施した。

※ 詳細については、P20 を参照

(4) 子育て支援員研修

地域において子育て支援の仕事に関心を持ち、子育て支援分野の各事業の担い手となることを希望する者に「子育て支援員」として必要となる知識や技能等の習得を図ることを目的として、「子育て支援員研修事業実施要綱（平成 27 年 5 月 21 日付け雇児発 0521 第 18 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長）」に基づき、都道府県が実施主体となる子育て支援員研修を委託により実施した。

- ① 基本研修
- ② 専門研修：地域保育コース（地域型保育）
- ③ 専門研修：放課後児童コース

※ 詳細については、P21 ～ P24 を参照

(5) 放課後児童支援員認定資格研修

放課後児童健全育成事業に従事する放課後児童支援員として必要な基本的な生活習慣を習得するための援助、自立に向けた援助及び家庭と連携した生活支援等に必要な知識・技能の習得等を目的として、「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成 26 年厚生労働省令第 63 号）」第 10 条第 3 項に規定する都道府県認定資格研修を委託により実施した。

※ 詳細については、P25 ～ P26 を参照

(6) 児童福祉司等義務研修

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 13 条第 3 項第 7 号、同条第 9 項及び第 25 条の 2 第 8 項並びに児童福祉法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 11 号）第 6 条第 12 号及び第 13 号において、受講が義務付けられた研修を実施した。

- ① 児童福祉司任用前講習会
- ② 児童福祉司任用後研修
- ③ 要保護児童対策調整機関の調整担当者の研修

※ 詳細については、P27 ～ P29 を参照